

令和 8 年 8 月 12 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 青嶋 亜紀子

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

大韓民国産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産の水酸化カリウムについては、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 28 年政令第 196 号）」により、平成 28 年 8 月 9 日から令和 8 年 8 月 12 日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところですが、令和 7 年 12 月 25 日から当該課税期間の延長に関する調査が実施されており（令和 7 年財務省告示第 333 号）、関税定率法第 8 条第 29 項の規定により、当該調査が終了する日までの間、引き続き下記のとおり当該不当廉売関税が課されることとなります。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第 2815. 20 号に掲げる水酸化カリウム（大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

2. 税率

大韓民国産	一般の関税＋不当廉売関税（49. 5％）
中華人民共和国 （香港地域及びマカオ地域を除く）産	一般の関税＋不当廉売関税（73. 7％）

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門
（06－6576－3313）までお問い合わせください。